

# 工作物設置における注意事項

## 【注意事項】

- ・工作物の新設、増設について、地上や地中に設置する区画整理事業の支障となるすべてが申請対象。

※場合により申請が不要なケースもございますので事前にご相談ください。

2. 道路や隣地との境界にブロック等を設置する場合には計画造成高さの低い方から35 c m以上根入れを確保すること。

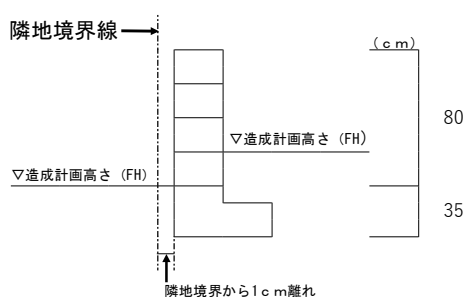


図1、隣地境界の場合（ブロック設置の断面参考図）

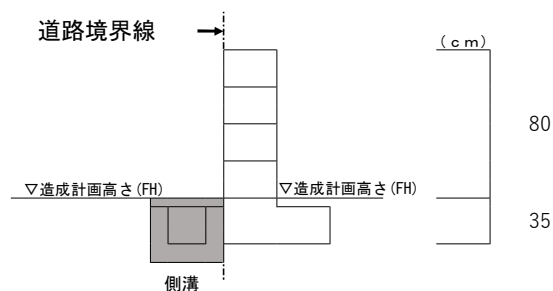


図2、施工済み道路境界の場合（ブロック設置の断面参考図）

3. 道路構造物（側溝等）が未施工の場所で道路に面してブロック塀等を設置する場合、将来道路工事の予定があるため、道路境界より5 c m以上離れをとり、将来の道路高さから 50 c m以上根入れをとること。

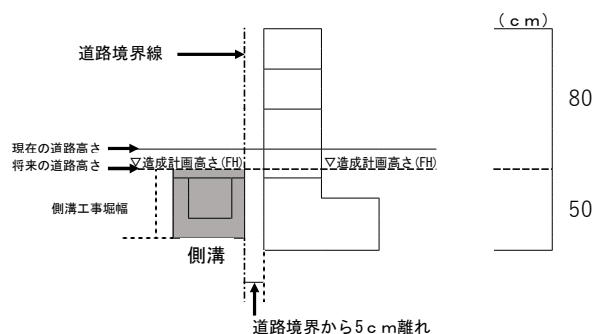


図3、道路未施工の場合（ブロック設置の断面参考図）

4. ブロック等の基礎について、隣地の承諾が得られていない場合、隣地境界から越境しないこと。
5. 門柱にインターホンやポスト等を設置する場合、境界を越境しないこと。